

秋田市食品ロス実態調査業務委託仕様書

1 目的

本市の家庭ごみの約40%を占める生ごみの減量に向けた取組みの一つとして、食品ロスを減らすための効果的な施策を検討するため、家庭ごみに含まれる食品ロスの実態を把握することを目的とする。

2 調査場所

秋田市総合環境センター内旧焼却棟
(秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1)

3 期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 調査日

- (1) 第1回 令和6年5月30日および同31日(2日間)
- (2) 第2回 令和6年8月22日および同23日(2日間)
- (3) 第3回 令和6年11月21日および同22日(2日間)
- (4) 第4回 令和7年2月20日および同21日(2日間)

5 調査方法

本市では1回の調査ごとに各地区のごみ集積所からごみ袋100袋を収集し、厨芥類やプラスチック類等に仕分けする。

受注者は、地区ごとに仕分けされた厨芥類について以下のとおり調査するものとする。

(1) 厨芥類の計量

各地区ごとの厨芥類の重量を計量する。

(2) 厨芥類の分類

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室で公表している「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書

(平成30年5月版)」に準じて「調理くず」、「直接廃棄（手つかず食品）」、「食べ残し」、「その他」に分類する。

(3) 直接廃棄（手つかず食品）の分類等

(2)において分類した直接廃棄（手つかず食品）を「100%残存」、「50%以上残存」、「50%未満残存」に分類するとともに、賞味期限および消費期限を確認する。

(4) 写真撮影

各作業工程において、地区ごとに分類した食品廃棄物および作業写真を撮影する。

(5) データの整理等

計量等の調査結果については、別途「データ集計表」に記入する。

6 成果品

調査後は、データ集計表、写真を取りまとめの上、CD-ROMにて、1か月以内に、秋田市環境部環境都市推進課まで提出するものとする。

7 その他

(1) 受注者は、業務を実施するにあたり、円滑な業務遂行体制を確保するとともに、新型コロナウイルス等の感染症に十分注意すること。

(2) 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 仕様書に定めない事項については、秋田市と受託者で協議の上定める。